

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社では、経営の透明性や健全性の向上とアカウンタビリティ(説明責任)を明確にするため、コーポレートガバナンスの強化に努めながら経営環境の変化に迅速に対応出来る組織体制を構築することを重要な位置付けと考えております。

当社は、日頃より企業活動を支援いただいているステークホルダー(利害関係者)の皆様には「健全で誠実な企業経営・透明性・明確な説明責任」であると考えております。企業をとりまく環境の中で、近年のステークホルダーの皆様の関心事は非常に多様化しており、当社は株式上場企業として単なる収益性に留まらず、人権、雇用、コンプライアンス、コーポレート・ガバナンス、環境保全等、CSR(企業の社会的責任)を充分意識した企業活動と情報開示に努めております。

また、当社は内部統制上の仕組み及び経営監視機能として監査役制度を導入しており、経営の不正チェックに関する権限・機能を強化するため監査役は4名で構成されており、うち3名が社外監査役であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4】 議決権の電子行使、招集通知英訳化

当社は、現状、議決権行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳を行っておりません。今後、海外投資家の比率などの株主構成を勘案し、検討してまいります。

【補充原則3-1-2】 英語での情報開示・提供

当社は、現状、英語での情報開示としてAnnual Reportを毎年作成し、当社ホームページで開示しておりますが、決算短信及び決算説明会資料等は英文で情報開示しておりません。今後、海外投資家の比率などの株主構成を勘案し、検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】 いわゆる政策保有株式

当社は、中長期的な企業価値を向上することを目的として、取引先等との事業上の関係などを総合的に勘案し、取引先等である上場会社の株式を保有することがあります。

また、政策保有株式の買い増しや処分の要否は、中長期的に当社グループの企業価値向上に資するかどうか、他に有効な資金活用はないか等の観点から担当取締役が総合的に判断し、必要に応じ取締役会に諮ることとしています。

なお、当該株式の議決権行使にあたっては、短期的な業績や株価等に基づいた判断ではなく、非財務情報も踏まえた取引関係や、当社の企業価値向上を期待出来るかどうかなどを総合的に勘案し、個別議案に対し賛否の決定を行っています。

【原則1-7】 関連当事者間の取引

当社は、関連当事者間の取引については、そうした取引が会社や株主共同の利益を害することのないよう、取締役会規程により、あらかじめ取締役会での審議・決議を要することとしており、その決議には、該当する役員を特別利害関係者として当該決議の定足数から除外した上で行っております。

また、関連当事者間の取引については、事業年度末に定期調査を実施しております。

【原則3-1】 情報開示の充実

(i) 企業理念や経営戦略等、当社ホームページや決算説明会資料にて情報を開示しております。

(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針を、コーポレートガバナンスに関する報告書及び有価証券報告書にて開示しております。

(iii) 取締役及び監査役の報酬等については、その方針と手続きを役員規程にて整備し、コーポレートガバナンスに関する報告書にて開示しております。

(iv) 取締役候補については、当社の持続的な成長と企業価値向上に資する候補者であるか、また、人格ならびに識見ともに優れ、その職責を全うすることができるかを基準に選定し、候補者との対話の機会を持った上で、役員規程に基づき、取締役会で検討の上、決定しております。また、監査役候補については、会社の機関として取締役とはその職責を異にする独立した機関であることを自覚し、会社の健全な経営と社会的信頼の向上に留意し、株主の負託と社会の要請に応え、中立的・客観的に監査を行うことができる候補者であるかを基準に選定し、監査役会で検討・同意をした上で、最終的に取締役会にて決定しております。

(v) 取締役・監査役の各候補者の選任・指名理由を、株主総会参考書類に記載しております。

【補充原則4-1-1】 経営陣に対する委任の範囲

当社は、取締役会において会社の経営方針、法令及び定款に定められた事項、その他経営に関する重要事項等を決定しております。

また、経営陣に委ねる範囲については取締役会規程、組織・業務分掌規程及び職務権限規程等において、取締役会、経営会議、代表取締役、各取締役、執行役員以下の職務権限を明確化しております。

【原則4-8】 独立社外取締役の有効な活用

当社は、会社法に定めのある社外取締役の要件及び東京証券取引所が定める独立性基準を満たす社外取締役を2名選任しております。

【原則4-9】 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社は、会社法及び東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準を参考に、その適任性については、経営の意思決定及び業務執行を中立的な立場で監督し、当社の経営に有用な助言が期待できる人物であるかどうかを取締役会で審議検討の上、候補者を選定しております。

【補充原則4-11-1】 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方
当社の取締役会は、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる社内取締役と、企業経営の経験者や弁護士、公認会計士等、豊富なビジネス経験を有する社外取締役及び監査役で構成されており、取締役会としての役割・責務を実効的に果たすための多様性と適正規模を両立した形で構成していると認識しております。
その選任基準については、原則3-1 (iv)に記載の通りとなっております。

【補充原則4-11-2】 役員が他の上場会社の役員を兼任する場合における兼任状況
当社役員の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書を通じ、毎年開示を行っております。

【補充原則4-11-3】 取締役会全体の実効性の分析・評価
当社は、取締役会の実効性の維持・向上のため、内部統制システムに基づき、取締役の職務執行の適法性を確保し、また適正性および効率性を高めるため、当社と利害関係を有しない社外取締役・社外監査役が取締役会へ出席して、その実効性について評価しており、内部統制システムに基づく監査結果は株主総会招集通知等にて開示しております。

【補充原則4-14-2】 取締役・監査役のトレーニングの方針
取締役および監査役については、会社法および時々の情勢に適した内容について、必要に応じ検討会等を実施し、取締役および監査役として必要な知識の習得およびその役割と責務の理解促進に努めています。

【原則5-1】 株主との建設的な対話に関する方針
当社は、株主・投資家の皆様との対話の促進に向けてIR担当役員を選任すると共に、社長室及び管理部をIR担当部署として、連携をはかりながら積極的なIR活動の実施を心掛けており、機関投資家向け決算説明会や個人投資家向け企業説明会、株主総会後の懇談会等に於いて、社長が直接株主と対話する機会を設け、逐次個別取材等にも積極的に応じ、対話の充実をはかっております。また、毎年I-O DATA REPORTにおいて株主アンケートを実施しており、これらを通して頂いた株主からの意見・要望等については、会議体での報告やレポートの配布等により、取締役および関係部門へフィードバックし、情報の共有・活用をはかっております。
なお、株主等との対話においては、インサイダー情報の取扱いについて定められた内部情報管理規程に基づき、インサイダー情報を適切に管理し、公平な情報開示を徹底しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
細野 昭雄	4,514,643	30.42
細野 幸江	763,780	5.14
株式会社北國銀行	306,662	2.06
有限会社トレント	269,675	1.81
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	216,800	1.46
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	214,899	1.44
三菱化学メディア株式会社	200,000	1.34
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	165,300	1.11
BBH BOSTON CANACCORD GENUITY WEALTH (INTERNATIONAL) LIMITED NON US RESIDEN620061	159,900	1.07
株式会社みずほ銀行	153,331	1.03

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明	
------	--

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	6 月

業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
新田 義廣	他の会社の出身者											
丸山 力	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
新田 義廣	○	——	他の会社の取締役等を歴任し、経営者として豊富な経験と幅広い見識を有し、当社の経営の意思決定および業務執行を中立的な立場で監督し、経営に有用な助言をいただけると判断し選任しており、当社との関係において、人的関係、資本的関係、その他の利害関係等の特別な関係がないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
丸山 力	○	——	他の会社の取締役等を歴任し、経営者として豊富な経験と幅広い見識に基づき、客観的で広範かつ高度な視野から当社の経営の意思決定および業務執行に有用な助言をいただけると判断し選任しており、当社との関係において、人的関係、資本的関係、その他の利害関係

		係等の特別な関係がないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
--	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査役は、会計監査人が社内で実施する監査に随時立ち会っており、当社と会計監査人で行われる各種の会議に同席しております。また、監査役は、内部監査部門（監査室：3名）との間で、事業年度毎の内部監査計画を協議するとともに、適宜に内部監査結果及び指摘・提言事項等についての協議及び意見交換をするなど、常に連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
松木 浩一	公認会計士													
中村 和哉	他の会社の出身者										○			
長原 悟	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松木 浩一		公認会計士・税理士 松木浩一公認会計士・税理士事務所所長 小松ウオール工業株式会社 取締役	公認会計士として企業会計等に関する幅広い専門的知見を有しており、当社の経営に対し、様々な見地から適時、ご助言を頂くことは、当社の経営の健全性に寄与するものと考えております。

中村 和哉	株式会社北國銀行 取締役営業統括部長 株式会社北國銀行は、当社株式306,662株(持株比率2.06%)を保有する株主であります	金融機関における長年の業務経験と豊富な知見を有しており、株式会社北國銀行は、当社の取引銀行の一行として取引関係はありますが、監査役個人が直接利害関係を有するものではなく、社外監査役として、企業経営の健全性の確保に有用な助言をいただけるものと判断しております。
長原 悟	木梨・長原法律事務所 弁護士	弁護士として諸法令に精通し、幅広い専門的な知見を有しており、社外監査役として、当社の経営に対し、様々な視点から適時、ご助言を頂くことは、当社の経営の健全性に寄与するものと考えております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	2 名
-------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動型報酬制度の導入
---	--------------

該当項目に関する補足説明 更新

報酬の一部について利益連動としており、その算定方法は有価証券報告書に記載しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書及び事業報告において、役員報酬については取締役、監査役及び社外役員の別に総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬限度額は、平成8年9月26日開催の第21期定時株主総会において、取締役分が年額120百万円以内、監査役分が年額15百万円以内と決議いただいており、各役員の報酬(賞与含む)につきましては、役員規程に基づいて決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、社外取締役及び社外監査役の職務を補助する専任の組織・使用人は置いておりませんが、社外取締役の業務補助は、管理部門が担当し、取締役会等の重要な会議に際し、関係書類の配布ほか、適時必要な情報を伝達しており、取締役会議案等について、業務執行取締役等から必要に応じ事前説明を行っております。

また、社外監査役を含め、監査役の職務の補助は、監査室および管理部門が担当し、取締役会および監査役会等の重要な会議に際し、関係資料の配布のほか、適時必要な情報を伝達しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 取締役会

当社は、業務執行・監視の仕組みとして、取締役会は、社外取締役2名を含む6名で構成されており、毎月1回の定例取締役会のほか、必要に応じ臨時取締役会を開催し、会社の経営方針、その他経営に関する重要事項を協議・決定しております。また、毎週取締役に加え部長以上で開催する経営会議において業務執行を協議・決定しております。それ以外に取締役間で随時、会議、打合せを行ない、取締役相互の業務執行・監視を行っております。

(2) 監査役会

当社は、監査役会設置会社であり、内部統制上の仕組み及び経営監視機能として有効であることから監査役制度を採用しております。監査役会は4名で構成されており、うち3名が社外監査役であります。監査役会は、毎月1回の定例監査役会に加え、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。

(3) 執行役員

当社は、取締役会の意思決定及び業務執行の迅速化かつ効率化を図るため、執行役員制度を導入しております。執行役員は、取締役2名を含め、7名で構成されております。

(4) コンプライアンス委員会

当社は、企業倫理とコンプライアンスの徹底を図るため、当社企業グループ従業員を対象とする「アイ・オー・データ機器行動憲章」及び「アイ・オー・データ機器行動規範」を制定するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の強化を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、経営の透明性や健全性の向上とアカウンタビリティ(説明責任)を明確にするため、コーポレート・ガバナンスの強化に努めながら、経営環境の変化に迅速に対応出来る組織体制を構築することが重要と考えており、現状の体制による企業統治が有効であると判断して採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定より数日早く発送しております。
その他	招集通知を自社ホームページに掲載しております。また株主総会においては、報告事項の報告終了後、株主からの質問に対し、できる限りの時間をかけて議長（社長）より回答することに取り組んでおります。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年に複数回、証券会社各社主催による企業説明会に参加する形で実施。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	中間（2月中旬）及び決算（8月中旬）の年2回実施。 証券アナリストを対象に、社長及びIR担当者による業績及び今後の見通しについての説明。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信等、I-O DATA REPORTを掲載。 (http://www.iodata.jp)	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署：社長室および管理部 IR担当役員：代表取締役社長 細野昭雄 IR事務連絡責任者：社長室 室長 真田秀樹	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	行動憲章、行動規範（ホームページに掲載）
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001認証の取得、I-O DATA REPORTの作成（ホームページに掲載）

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に則り、内部統制システムの整備に関する基本方針を下記のとおり決定しております。

1. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 企業価値の向上と、社会の一員として信頼される企業となるため、法令・定款及び社会規範の遵守を経営の根幹に置き、その行動指針として、「アイ・オー・データ機器 行動憲章」及び「アイ・オー・データ機器 行動規範」を定め、取締役及び使用人はこれに従って、職務の執行にあたるものとする。

(2) 代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス上の重要な問題の審議とともに、コンプライアンス体制の維持・向上を図り、啓発・教育を行う。

(3) 違反行為等の早期発見と是正を目的とする報告体制として、コンプライアンス委員長、事務局及び社外監査役を情報受領者とする「コンプライアンス・ヘルプライン」を構築し、効果的な運用を図り、報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないものとする。

(4) 「アイ・オー・データ機器 行動規範」において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、毅然とした態度で一切の関係を遮断することを定め、不当要求等に対しては、警察や弁護士等の外部専門機関と緊密に連携し、組織的に対応するものとする。

(5) 代表取締役社長が直轄する監査室を置き、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び常勤監査役に報告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」等の社内規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、適切かつ確実に保存及び管理するものとし、取締役及び監査役は、適時これらの情報を閲覧できるものとする。

3. 会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 「リスク管理規程」により経営活動上のリスク管理に関する基本方針及び体制を定め、これに基づくリスク管理体制を整備、構築することによって適切なリスク対応を図る。

(2) 当社及び子会社の経営活動上のリスクとして、市場関連リスク・信用リスク・品質リスク・コンプライアンスリスク・海外カントリーリスク等を認識し、そのリスクカテゴリー毎の把握と対応管理責任者の体制を整備する。

(3) 社長室が全体のリスクの統括管理を担当することで、リスク情報を集約し、内部統制と一体化したリスク管理を推進する。また、重大な事態が生じた場合には迅速な危機管理対策が実施出来る体制を整備する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 市場環境変化に対する迅速な意思決定を図るため、執行役員制度を導入し、職務執行権限と責任を執行役員へ委譲する。

(2) 取締役会は、原則毎月1回開催し、経営上の重要な項目についての意思決定を行うとともに、執行役員以下の職務執行の状況を監督する。

(3) 取締役、常勤監査役、執行役員及び部長職で構成する経営会議を原則毎週1回開催し、業務執行上の重要課題について報告・検討を行う。

(4) 取締役、執行役員及びその他使用人の職務分掌と権限を社内規程で明確にし、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保する。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 「関係会社管理規程」等の社内規程に従い、子会社管理を管掌する部長を置き、子会社の取締役の執行を監視・監督する。

(2) 子会社の経営活動上の重要な意思決定事項については、当社取締役会に報告し、承認を得て行うこととする。

(3) 定期的子会社と連絡会議を開催し、グループ間の情報共有、意思疎通及びグループ経営方針の統一化を図る。

(4) 当社の監査室は、定期的子会社の業務監査、内部統制監査等を実施し、その結果を代表取締役社長及び常勤監査役に報告する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役を補助すべき使用人は、監査室及び管理部門に所属する者の中から配置し、職務を兼務するものとする。

7. 監査役を補助する使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

監査役を補助する使用人の任命、異動、人事考課、処罰等については、監査役会の意見を聴取し、尊重するものとする。また、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役及び上長等の指揮命令を受けないものとする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 当社の取締役及び使用人等、並びに子会社の取締役・監査役及び使用人等は、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うとともに、次のような緊急事態が発生した場合には、遅滞なく報告するものとする。

(a) 当社の経営上に重大な影響を及ぼすおそれのある法律上または財務上に係る諸問題

(b) その他当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事象

(2) 監査役に報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないものとする。

9. 会社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査役の請求等により速やかに処理を行う体制とする。

10. その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役と代表取締役社長及び他の取締役との間で適宜に意見交換会を開催する。

(2) 監査室は、監査役との間で、事業年度毎の内部監査計画を協議するとともに、適宜に内部監査結果及び指摘・提言事項等についての協議及び意見交換をするなど、常に連携を図るものとする。

(3) 監査役及び監査室は、会計監査人との間でも情報交換等の連携を図っていくものとする。

以上

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「アイ・オー・データ機器 行動規範」において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、毅然とした態度で一切の関係を遮断することを定めており、企業防衛対策協議会に加盟し、不当要求等に対しては、警察や弁護士等の外部専門機関と緊密に連携し、組織的に対応する体制を整備しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

特に導入しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示社内体制の概要

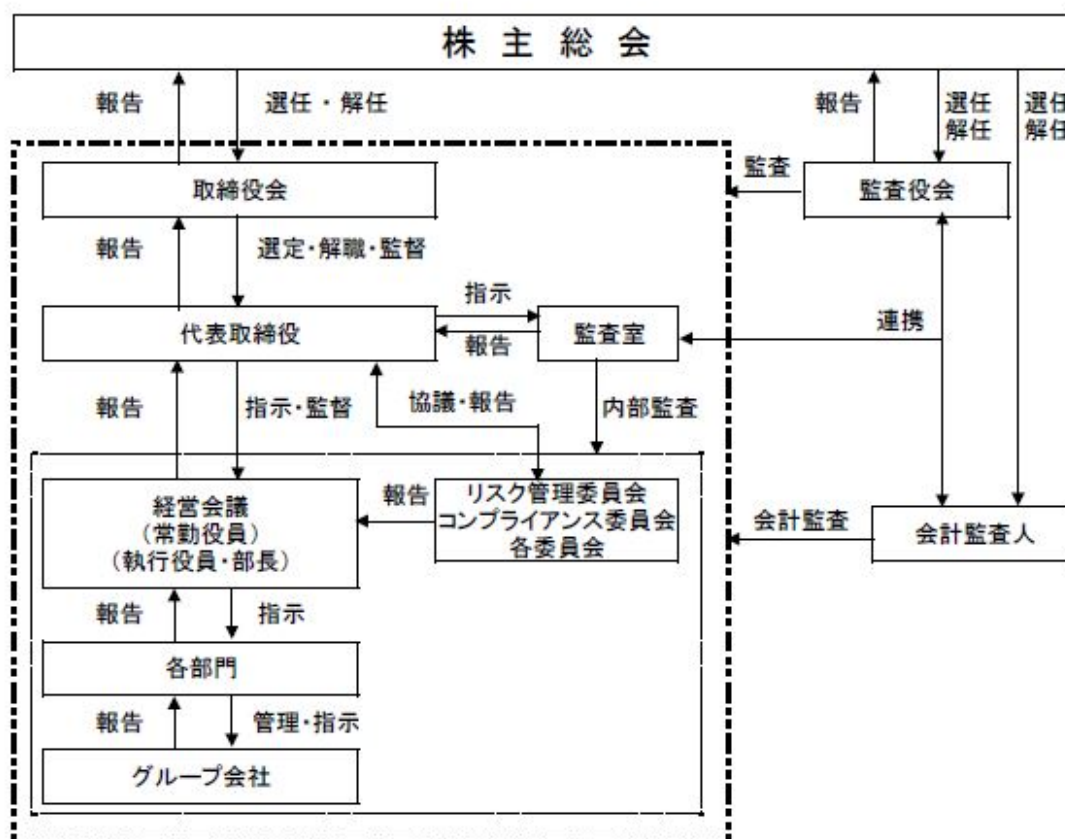
当社は、投資者に適時適切な情報開示を行うことを基本姿勢とし、以下の社内体制で適時開示に取り組んでおります。

当社は重要事実が適時かつ適切に開示されることを確保するために、平成16年12月により高い倫理性・誠実性・社会的正義に則って企業活動を推進することを基本とした「アイ・オー・データ機器行動規範」を策定し、企業倫理の徹底に取り組んでおります。又、経営の透明性を高めるために積極的なディスクロージャーを行うことが必要と考え、適時プレス発表を実施するほか、当社ホームページ上にてIR情報やニュースリリースを掲示しております。

当社及び関係会社における重要な会社情報につきましては、当社の各部門、関係会社責任者より管理部に情報が集約・管理される体制となっており、これらの情報が適時開示規則により開示を要する事項であるかどうかの判断は管理部長が行っております。適時開示を要すると判断された情報は直ちに代表取締役社長に報告され、代表取締役社長が取締役会に上程し、承認・決議を経て速やかに開示を行います。なお、管理部長は開示前の情報の漏洩がなきよう内部情報管理規程に従い、管理部内で情報の管理を徹底します。

当社は、適時開示を要すると判断された情報のほか、重要な会社情報の管理は、内部情報管理規程、情報セキュリティ規程、情報セキュリティ運用管理規程を定めて、適切な情報管理の徹底と管理体制の維持に努めており、当社のネットワークシステムにおいては、権限者以外の利用を制限する仕組みの構築により、開示前の適時開示資料、プレスリリース資料等が、開示予定時刻以前に社外及び社内の権限のないユーザによる不正アクセス、改ざん及び漏洩などが発生しないようにシステムコントロール対策を実施しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制(模式図)



< 適時開示体制に関する模式図 >

